

○横浜市スポーツ施設条例

平成10年3月25日

条例第18号

横浜市スポーツ施設条例をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例

(設置)

第1条 スポーツ、レクリエーション等の振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、横浜市に次のスポーツ施設を設置する。

名称	位置
横浜国際プール	横浜市都筑区
横浜文化体育館	横浜市中区
横浜市鶴見スポーツセンター	横浜市鶴見区
横浜市神奈川スポーツセンター	横浜市神奈川区
横浜市西スポーツセンター	横浜市西区
横浜市中スポーツセンター	横浜市中区
横浜市南スポーツセンター	横浜市南区
横浜市港南スポーツセンター	横浜市港南区
横浜市保土ケ谷スポーツセンター	横浜市保土ケ谷区
横浜市旭スポーツセンター	横浜市旭区
横浜市磯子スポーツセンター	横浜市磯子区
横浜市金沢スポーツセンター	横浜市金沢区
横浜市港北スポーツセンター	横浜市港北区
横浜市緑スポーツセンター	横浜市緑区
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉区
横浜市都筑スポーツセンター	横浜市都筑区
横浜市戸塚スポーツセンター	横浜市戸塚区
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄区
横浜市泉スポーツセンター	横浜市泉区
横浜市瀬谷スポーツセンター	横浜市瀬谷区

(平17条例28・一部改正)

(事業)

第2条 スポーツ施設は、次の事業を行う。

- (1) スポーツ、レクリエーション、文化活動等のための施設の提供に関すること。

- (2) スポーツ及びレクリエーションの指導及び普及に関すること。
- (3) スポーツ及びレクリエーションに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (4) スポーツ及び体力づくりに関する相談に関すること。
- (5) その他前各号に準ずる事業

(開館時間等)

第3条 スポーツ施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(平20条例2・一部改正)

(指定管理者の指定等)

第4条 次に掲げるスポーツ施設の管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) スポーツ施設の利用の許可等に関すること。
- (2) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (3) スポーツ施設の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (4) その他市長が定める業務

2 前項の規定にかかわらず、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターの同項各号に掲げる業務及び同欄に掲げるスポーツセンターの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる公会堂(横浜市公会堂条例(昭和28年3月横浜市条例第1号)第1条に規定する公会堂をいう。以下同じ。)の同条例第5条第1項各号に掲げる業務(以下これらの業務を「管理業務」という。)は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

3 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

4 指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツ施設の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市公会堂条例第5条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツセンター及び公会堂の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

7 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンター以外のスポーツ施設について、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事

情があると認める場合を除き、別表第2の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(第16条第1項に規定する委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

- 8 市長は、別表第1の左欄に掲げるスポーツセンターについて、第3項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市公会堂条例別表第3の右欄に掲げる担当事務の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる指定管理者選定委員会(同条例第16条第1項に規定する指定管理者選定委員会をいう。)の意見を聴かなければならない。

(平17条例28・追加、平20条例2・平22条例29・平23条例48・一部改正)

(指定管理者の指定等の公告)

- 第5条 市長は、指定管理者の指定をしたとき、及びその指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

(平17条例28・追加、平20条例2・一部改正)

(管理の業務の評価)

- 第6条 指定管理者(スポーツセンターの指定管理者を除く。)は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツ施設(スポーツセンターを除く。)の管理に関する業務について、別表第2の左欄に掲げる横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会の評価を受けなければならない。

- 2 スポーツセンターの指定管理者は、市長が特別の事情があると認める場合を除き、その指定の期間において、第4条第1項各号に掲げるスポーツセンターの管理に関する業務について、市長が定めるところにより評価を受けなければならない。

(平23条例48・追加)

(利用の許可)

- 第7条 スポーツ施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の許可にスポーツ施設の管理上必要な条件を付けることができる。
3 指定管理者は、スポーツ施設の利用が次のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないものとする。

- (1) スポーツ施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあるとき。
- (2) スポーツ施設の設置の目的に反するとき。
- (3) スポーツ施設の管理上支障があるとき。
- (4) その他指定管理者が必要と認めたとき。

(平17条例28・旧第4条繰下・一部改正、平23条例48・旧第6条繰下)

(特別の設備の設置の許可)

第8条 前条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、スポーツ施設に特別の設備を設置しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

3 スポーツ施設に特別の設備を設置した者は、スポーツ施設の利用を終了したときは、直ちに、これを撤去し、原状に復さなければならない。第11条の規定により許可を取り消され、又は利用を停止された場合も、同様とする。

(平17条例28・旧第5条繰下・一部改正、平23条例48・旧第7条繰下・一部改正)

(物品販売等の許可)

第9条 利用者は、スポーツ施設において次に掲げる行為をしようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為
- (2) 寄附の勧誘
- (3) 広告物の掲示及び配布
- (4) その他規則で定める行為

2 第7条第2項及び第3項の規定は、前項の許可について準用する。

(平17条例28・旧第6条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第8条繰下・一部改正)

(許可の手続)

第10条 第7条第1項、第8条第1項及び前条第1項の許可の手続について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例28・旧第7条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第9条繰下・一部改正)

(許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、利用者が次のいずれかに該当する場合は、第7条第1項、第8条第1項若しくは第9条第1項の規定による許可を取り消し、又はスポーツ施設の利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第7条第3項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) この条例に基づく許可の条件に違反したとき。

(平17条例28・旧第8条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧

第10条繰下・一部改正)

(入館の制限)

第12条 指定管理者は、スポーツ施設の入館者が次のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあるとき。
- (2) その他スポーツ施設の管理上支障があるとき。

(平17条例28・旧第9条繰下・一部改正、平23条例48・旧第11条繰下)

(利用料金)

第13条 利用者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、前納とする。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、後納とすることができる。

(平17条例28・旧第11条繰下・一部改正、平20条例2・平22条例29・一部改正、平23条例48・旧第12条繰下・一部改正)

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(平17条例28・旧第12条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第13条繰下)

(利用料金の不返還)

第15条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合又は規則で定める場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(平17条例28・旧第13条繰下・一部改正、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第14条繰下)

(指定管理者選定評価委員会等)

第16条 別表第2の右欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる委員会(以下「選定評価委員会等」という。)を置く。

- 2 選定評価委員会等は、それぞれ市長が任命する委員10人以内をもって組織する。
- 3 前項に定めるもののほか、選定評価委員会等の組織及び運営に関し必要な事項は、市

長が定める。

(平23条例48・追加)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例28・旧第14条繰下、平20条例2・一部改正、平23条例48・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、横浜国際プールに係る規定は、平成10年7月4日から施行する。
(横浜文化体育館条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 横浜文化体育館条例(昭和36年3月横浜市条例第53号)
 - (2) 横浜市スポーツセンター条例(昭和55年10月横浜市条例第51号)(経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の横浜文化体育館条例及び横浜市スポーツセンター条例(以下「旧条例」という。)の規定によってした申請及び許可は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。
- 4 この条例の施行の際既に旧条例の規定に基づき施設の使用の申請を行っている者に係る当該施設の料金の納付等に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則(平成17年2月条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の表の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年3月教委規則第5号により同年同月21日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市スポーツ施設条例第10条の規定によりその管理に関する事務を委託しているスポーツ施設については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。

附 則(平成17年12月条例第128号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成18年12月教委規則第30号により平成19年1月1日から施行)

附 則(平成20年2月条例第2号) 抄
(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
(横浜市スポーツ施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 7 施行日前に前項の規定による改正前の横浜市スポーツ施設条例の規定により行った処分その他の行為は、同項の規定による改正後の横浜市スポーツ施設条例の相当規定に基づいて行った処分その他の行為とみなす。

附 則(平成22年6月条例第29号)
この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月条例第24号)
この条例は、平成23年7月1日から施行する。

附 則(平成23年12月条例第48号)
(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前のそれぞれの条例の規定に基づき公の施設の管理に関する業務を行っている指定管理者が、その指定の期間においてこの条例の施行の日前までにこの条例による改正後のそれぞれの条例の規定による当該業務についての評価に相当する評価を受けている場合にあっては、当該期間においては当該業務についての評価に係るこれらの規定は適用しない。

別表第1(第4条第2項、第7項及び第8項)

(平22条例29・追加、平23条例48・一部改正)

スポーツセンター	公会堂
横浜市青葉スポーツセンター	横浜市青葉公会堂
横浜市栄スポーツセンター	横浜市栄公会堂

別表第2(第4条第7項、第6条第1項、第16条第1項)

(平23条例48・追加)

名称	担当事務
----	------

横浜国際プール、横浜文化体育館及び横浜市平沼記念体育館指定管理者選定評価委員会	横浜国際プール、横浜文化体育館及び三ツ沢公園(体育館に限る。)(以下「横浜国際プール等」という。)の指定管理者の候補者の選定、当該指定管理者による横浜国際プール等の管理の業務に係る評価等についての調査審議に関する事務
横浜市鶴見スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市鶴見スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市神奈川スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市神奈川スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市西スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市西スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市中スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市中スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港南スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市港南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市保土ヶ谷スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市保土ヶ谷スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市旭スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市旭スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市磯子スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市磯子スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市金沢スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市金沢スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市港北スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市港北スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市緑スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市緑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市都筑スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市都筑スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市戸塚スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市戸塚スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市泉スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市泉スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務
横浜市瀬谷スポーツセンター指定管理者選定委員会	横浜市瀬谷スポーツセンターの指定管理者の候補者

	の選定等についての調査審議に関する事務
--	---------------------

別表第3(第13条第2項)

(平17条例28・平17条例128・平20条例2・一部改正、平22条例29・旧別表・一部改正、平23条例24・一部改正、平23条例48・旧別表第2繰下・一部改正)

(1) 横浜国際プール

種別				単位	利用料金
個人利用	メインプール ダイビングプール サブプール			1人2時間につき	円 700 中学生以下の者 350
	トレーニングルーム				500 中学生以下の者 250
	サブアリーナ				300 中学生以下の者 150
	スポーツフロア(テニスコートとして利用する場合)				1面2時間につき
貸切利用	メインプール	アマチュア又は アマチュア競技 団体が利用する 場合	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	192,000
			入場料等を徴収 する場合		384,000
		その他の場合	入場料等を徴収 しない場合		768,000
			入場料等を徴収 する場合		1,536,000
	ダイビングプー ル	アマチュア又は アマチュア競技 団体が利用する 場合	入場料等を徴収 しない場合		76,000
			入場料等を徴収 する場合		152,000
		その他の場合	入場料等を徴収 しない場合		304,000
			入場料等を徴収 する場合		608,000
	スポーツフロア	アマチュア又は	入場料等を徴収		72,000

		アマチュア競技 団体が利用する 場合	しない場合 入場料等を徴収 する場合		152,000	
		その他の場合	入場料等を徴収 しない場合		360,000	
			入場料等を徴収 する場合		1,440,000	
		サブプール	アマチュア又は アマチュア競技 団体が利用する 場合		入場料等を徴収 しない場合	153,000
	入場料等を徴収 する場合				306,000	
	その他の場合		入場料等を徴収 しない場合		612,000	
			入場料等を徴収 する場合		1,224,000	
	サブアリーナ				21,000	
	観客席				150,000	
	多目的ホール				45,000	
	会議室				18,000	
	多目的コート				1面1日につき 34,000	
駐車場		大型車	1台2時間につき	1,500		
		その他のもの		500		
附帯設備			1式又は1台、1日 につき	312,000		

(2) 横浜文化体育館

種別			単位	利用料金
貸切利用	ホール	入場料等を徴収しな い場合	1日につき	円
		入場料等を徴収する 場合		200,000
	トレーニングルーム			10,000
	平沼記念レストハウ ス	特別会議室		10,000
		会議室		8,000
	駐車場			大型車
その他のもの				800

付帯設備	1式又は1台、1日につき	360,000
------	--------------	---------

(3) スポーツセンター

種別		単位	利用料金
個人利用	体育室 弓道場	1人1日につき	円 600 中学生以下の者 150
	トレーニング室 ウェイトリフティング室		900 中学生以下の者 300
	プール インラインホッケーコート	1人2時間につき	600 中学生以下の者 200
貸切利用	第1体育室	1日につき	入場料等を徴収しない場合 20,000
			入場料等を徴収する場合 80,000
	第2体育室		10,000
	第3体育室		5,000
	インラインホッケーコート		30,000
	スポーツスタジオ		8,000
	弓道場		5,000
	研修室		4,000
	テニスコート(横浜市保土ヶ谷スポーツセンター及び横浜市港北スポーツセンターに限る。)	1面1日につき	36,000
	プール	1コース1日につき	18,000
駐車場(横浜市鶴見スポーツセンター、横浜市神奈川スポーツセンター、横浜市西スポーツセンター、横浜市中スポーツセンター、横浜市南スポーツセンター、横浜市保土ヶ谷スポーツセンター、横浜市旭スポーツセンター、横浜市磯子スポーツセンター、横浜市金沢スポーツセンター、横浜市港北スポーツセンター、横浜市都筑スポーツセンター、横浜市戸塚スポーツセンター、横浜市泉スポーツセンター及び横浜市瀬谷スポーツセンターに限る。)	大型車	1台2時間につき	1,500
	その他のもの		500

附帯設備	1式又は1台、1日 につき	24,000
------	------------------	--------

(4) 備考

- ア 「1日」とは、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間をいう。
- イ 「入場料等」とは、利用者が入場者から徴収する入場料その他これに類する料金をいう。
- ウ 横浜国際プールを貸切利用する者が、入場者から入場料等を徴収する場合は、徴収した入場料等の総額に10分の1を乗じて得た額を加算する。
- エ 施設の貸切利用及び附帯設備の利用が、第3条の規定により規則で定める正規の開館時間以外の時間(以下「時間外」という。)にわたった場合の当該時間外に係る利用料金の額は、時間外における利用1時間につき、この表に定める当該施設及び附帯設備の1日当たりの利用料金の額に12分の1を乗じて得た額に、1.25を乗じて得た額とする。この場合において、時間外における利用時間が1時間未満のとき、又は1時間未満の端数があるときは、その時間又は端数時間を1時間として計算する。

○横浜市スポーツ施設条例施行規則

平成20年3月31日

規則第35号

横浜市スポーツ施設条例施行規則をここに公布する。

横浜市スポーツ施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市スポーツ施設条例(平成10年3月横浜市条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 スポーツ施設の開館時間は、別表第1のとおりとする。

- 2 区長は、前項の規定にかかわらず、当該スポーツセンターの利用状況等を考慮して、開館時間を別に定めることができる。
- 3 市長(スポーツセンターにあっては、区長。次条第2項、第4条並びに第5条第1項及び第2項第5号において同じ。)は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第3条 スポーツ施設の休館日は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

(指定管理者の公募)

第4条 市長は、条例第4条第3項の規定により公募を行う場合は、あらかじめ、指定管理者の指定の基準を定め、かつ、これを公にしておくものとする。

(平23規則46・一部改正)

(指定申請書の提出等)

第5条 指定管理者の指定を受けようとするものは、指定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、条例第4条第4項に規定する事業計画書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
 - (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに

前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(4) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書

(5) その他市長が必要と認める書類

(平23規則46・一部改正)

(利用の許可の申請)

第6条 条例第7条第1項の規定によりスポーツ施設の利用の許可を受けようとする者は、利用許可申請書(第2号様式)を指定管理者に提出しなければならない。ただし、スポーツ施設を個人利用する場合は、この限りでない。

2 前項の利用許可申請書の受付は、別表第3に掲げる受付期間に行うものとする。ただし、指定管理者が特にやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(平24規則16・一部改正)

(特別の設備の設置の許可の申請)

第7条 条例第8条第1項の規定により特別の設備の設置の許可を受けようとする者は、特別設備設置許可申請書(第3号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(物品販売等の許可の申請)

第8条 条例第9条第1項の規定により同項各号に掲げる行為の許可を受けようとする者は、物品販売等許可申請書(第4号様式)を指定管理者に提出しなければならない。

2 第6条第2項の規定は、前項の許可の申請について準用する。

(平24規則16・一部改正)

(許可の変更)

第9条 条例第7条第1項、第8条第1項又は第9条第1項の規定により許可を受けた者(以下「利用者」という。)で、許可申請書に記載をした事項を変更しようとするものは、あらかじめ、許可申請事項変更申請書(第5号様式)により指定管理者の許可を受けなければならない。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の後納)

第10条 条例第13条第3項ただし書に規定する規則で定める場合は、国又は地方公共団体が利用する場合とする。

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の減免)

第11条 条例第14条に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、免除する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条に規定する社会福祉事業のためにスポーツ、レクリエーション、文化活動等の行事にスポーツ施設(駐車場を除く。)を利用する場合 利用料金の半額
- (2) 土曜日に、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)、中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)若しくは高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の児童若しくは生徒、高等専門学校、専修学校若しくは各種学校の小学校、中学校若しくは高等学校に相当する課程に在学する者又はこれらに準ずると認められる者が個人利用する場合(横浜国際プールのスポーツフロアをテニスコートとして個人利用する場合を除く。次号において同じ。) 利用料金の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定を受けた者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者及びこれらの者の介護者が個人利用する場合 利用料金の半額(横浜文化体育館及びスポーツセンターの駐車場の利用料金にあつては、全額)

(平24規則16・一部改正)

(利用料金の返還)

第12条 条例第15条ただし書に規定する規則で定める場合は次の各号に掲げるとおりとし、返還する利用料金の額は当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

- (1) 横浜文化体育館(平沼記念レストハウスを除く。)の利用者が利用日の90日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の半額
- (2) 横浜国際プール又はスポーツセンターの利用者が利用日の5日前までに利用の許可の取消しを申し出た場合 既納の利用料金の全額
- (3) 利用者の責めに帰することができない事由によりスポーツ施設の利用ができなくなった場合 既納の利用料金の全額

(平24規則16・一部改正)

(委任)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

(平22規則29・一部改正)

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月規則第29号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

6 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月規則第46号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条第1項)

施設名	開館時間
横浜国際プール	午前9時30分から午後9時30分まで
横浜文化体育館	午前9時から午後10時まで
スポーツセンター	午前9時から午後9時まで

別表第2(第3条第1項)

施設名	休館日
横浜国際プール及び横浜文化体育館	1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
スポーツセンター	1月1日から1月4日まで及び12月28日から12月31日まで

別表第3(第6条第2項)

施設名	受付期間
横浜国際プール及びスポーツセンター	利用しようとする日の属する月の前月の3日から利用し

	ようとする日まで
横浜文化体育館	利用しようとする日の12箇月前から利用しようとする日の10日前(平沼記念レストハウスの会議室にあっては、前日)まで

第1号様式(第5条第1項)

指定申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 所在地
 団体名
 代表者氏名

次のスポーツ施設の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(施設名 :)

(注意)申請に際しては、次の書類を添付してください。

- (1) 事業計画書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該スポーツ施設の管理に関する業務の収支予算書
- (6) その他市長(スポーツセンターにあっては、区長)が必要と認める書類

(A4)

第2号様式(第6条第1項)

利用許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
 氏名・団体名

代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設を利用したいので申請します。

(施設名：)

行事名			
利用目的			
利用日	利用区分	利用室名・面	
施設利用料金			
付帯設備名	単価	延べ数	付帯設備利用料金
利用料金合計			
入場料等の徴収の有無		予定人員	

(A4)

第3号様式(第7条第1項)

特別設備設置許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設に特別の設備を設置したいので申請します。

(施設名：)

特別の設備	設置日時	年 月 日() 時 から 年 月 日() 時 まで
	設置場所	
	設備内容	

(A4)

第4号様式(第8条第1項)

物品販売等許可申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

スポーツ施設において次の行為をしたいので、次のとおり申請します。

(施設名：)

行為日時	年 月 日() 時から
	年 月 日() 時まで
行為場所	
行為目的	
行為責任者	住所
	氏名 電話
行為内容	

(A4)

第5号様式(第9条)

許可申請事項変更申請書

年 月 日

(申請先)

申請者 住所
氏名・団体名
代表者氏名
電話

次のとおりスポーツ施設の許可申請事項を変更したいので申請します。

(施設名：)

許可を受けた利用・設置・行為日時	年 月 日() 時から
------------------	--------------

	年 月 日() 時まで			
許可年月日及び許可番号	年	月	日	第 号
申請理由				
変更内容	変更前		変更後	

(A4)

横浜市南スポーツセンターの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱

制定 平成 24 年 4 月 1 日 南地振第 1424 号（区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市スポーツ施設条例（平成 10 年 3 月条例第 18 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する横浜市南スポーツセンターの指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）を適正に実施するための手続等を定める。

2 選定は、公平性及び透明性を確保して実施しなければならない。

（選定）

第 2 条 選定は、応募の期間を定めた公募により実施する。

2 前項の公募を行った結果、応募の期間内に資格を満たす応募者がなかった場合には、公募要項の再検討等を実施した上で再公募を行うものとする。

3 前項の再公募によっても資格を満たす応募者がなかった場合には、区長は非公募により選定を行うことができる。

4 区長は、条例第 16 条第 1 項別表 2 に規定する横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の意見を尊重して選定を行わなければならない。

5 2 団体以上の応募があった場合には、区長は、委員会の意見を尊重して次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定を行わなければならない。

（選定基準）

第 3 条 選定は、別に定める選定基準に基づき実施する。

2 選定基準は、条例に定められた施設の設置目的を最も効果的に達成することができるよう定める。

3 区長は、前項の選定基準については、委員会の意見を尊重して定めなければならない。

（申請書等）

第 4 条 指定管理者の指定を受けようとする者は、あらかじめ区長が定める期日までに、横浜市スポーツ施設条例施行規則（平成 20 年 3 月横浜市規則第 35 号）及び別に公募要項に定める提出書類を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、必要に応じて、前項の規定により提出を受けた書類の一部又は全部を委員会に提供する。

（選定の公表及び報告）

第 5 条 区長は、選定（次点候補者の決定を含む。）をしたときは、速やかに当該結果を応募団体に通知するとともに、その結果を公表する。

- 2 区長は、前項の選定に係る指定管理者の指定について議会の議決を受けるために、市民局長へ選定結果を報告する。

(指定管理者の指定に係る手続)

第6条 区長は、指定管理者の指定に係る議案が議会において議決されたときは、速やかに指定候補者に対して指定の通知を行うとともに、条例第5条の規定に基づき、公告を行うものとする。

- 2 指定管理者に指定された者と区長は、指定管理業務に関する協定を締結する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 横浜市南スポーツセンターの指定管理者の選定等に関する要綱（平成22年5月21日南地振第238号）は廃止する。

横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱

制定 平成24年4月1日 南地振第1424号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月条例第18号。以下「条例」という。）第16条第3項の規定に基づき、横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（担当事務）

第2条 委員会は、横浜市南スポーツセンターの指定候補者（指定管理者の候補者をいう。以下同じ。）の選定（以下「選定」という。）等に関し、次の事項について調査審議し、区長に意見を述べる。

- (1) 選定手続の細目
- (2) 選定基準
- (3) 公募要項（非公募の場合は「審査要項」など）の内容
- (4) 選定及び次点候補者（指定候補者を指定管理者として指定できない事情がある場合において、当該指定できない候補者に代わって指定候補者となるべき者をいう。以下同じ。）の決定
- (5) 指定管理者の指定の取消し
- (6) その他区長が選定等について必要と認める事項

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 有識者、学識経験者
 - (2) 施設利用者、地域住民等の代表者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 臨時委員は、市長が任命する。
- 4 委員（臨時委員を含む。以下この項及び次項並びに次条において同じ。）に、委員としてふさわしくない非行事由があったと市長が認める場合は、市長はその職を解くものとする。
- 5 委員の氏名及び役職等は公募要項等に掲載する。

（委員の責務）

第4条 委員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、応募団体及び応募することが見込まれる団体の関係者と、選定に関して接触してはならない。
- 3 前項の接触が判明したときは、委員会は委員が接触した団体を選考対象外とする。
- 4 委員は、委員会を通じて知り得た情報をその職を退いた後も洩らしてはならない。

ただし、横浜市又は委員会が公表した情報については、この限りではない。

- 5 前項の規定は、委員会に出席した者（委員及び会議が公開されている場合における傍聴者を除く。）について準用する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、任期を別に定めることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

（議事）

第7条 委員会の会議は委員長が招集する。ただし、委員の任期が満了した後第6条第1項の規定により委員長を定めるまでの間は、区長が招集する。

- 2 委員長は、委員会の会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の会議の議事は、出席した委員（議長を除く。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

（作業部会）

第8条 委員会は、必要があると認める場合には、作業部会を置くことができる。

（会議の公開）

第9条 委員会の会議は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定に基づき、公開するものとする。ただし、同条ただし書に該当する場合は、委員会の決定により非公開とすることができる。

（報告）

第10条 委員会は、選定（次点候補者の決定を含む。）等を行ったときは、速やかに当該結果を区長に報告する。

（庶務）

第11条 委員会の庶務は、南区地域振興課において行う。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(要綱の廃止)

2 横浜市南スポーツセンター指定管理者選定委員会運営要綱（平成 22 年 5 月 31 日南地振第 304 号）は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行後最初に開催する委員会は、第 7 条第 1 項本文の規定にかかわらず、区長が招集する。